

○中国運輸局防災業務計画に基づく中国運輸局緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の組織及び運営について

平成20年5月26日

中国運輸局達第2号

中国運輸局防災業務計画に基づく中国運輸局緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の組織及び運営についてを次のように定める。

(趣旨)

第1条 この達は、国土交通省防災業務計画に基づき当局に設置される緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(以下「派遣隊」という。)について、国土交通省防災業務計画その他関連する訓令、国土交通省防災会議決定等において定めるもののほか、派遣隊の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣隊の業務)

第2条 派遣隊の業務は、被災地の被害の状況や緊急度等を考慮し、被災地におけるあらゆる輸送手段(陸上及び海上輸送手段に限る。)を利用した緊急輸送が適切に実施されるよう必要な措置を講ずることにより、地方公共団体等への支援を行うこととする。

(隊長及び隊員)

第3条 派遣隊の隊長(以下「隊長」という。)は、総務部長とする。

2 隊長は、原則として当局に設置される災害対策本部に所在し、班長(第6条の班長をいう。以下同じ。)に対し、災害対策本部長の指揮及び命令に基づく必要な指示をするほか、班長からの報告に基づき、災害対策本部長と速やかに調整し、とるべき措置を班長に指示する。ただし、災害対策本部が設置されていない場合には、「当局に設置される災害対策本部」とあるのは「運輸局」と、「災害対策本部長」とあるのは「運輸局長」と読み替えるものとする。

3 派遣隊の隊員は、別表で指定する職名をもって充てる。

4 災害対策本部長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて各部及び運輸支局等の相当職員の中から、隊員となる職名を指定することができる。

(隊長の代理)

第4条 隊長が、自ら又は家族若しくは親族に被災による人的・物的損害が生じた場合や長期間にわたる業務の遂行に伴い心身に疲労を生じた場合にあつて、隊長としての業務の遂行がなし得なくなったときは、次の順位者が隊長の業務を遂行する。

2 隊長の第二順位者は総務部安全防災・危機管理調整官とし、第三順位者は総務部安全防

災・危機管理課長とする。

(派遣する隊員の選出)

第5条 隊長は、災害の規模、被災場所、隊員自ら又は家族若しくは親族の被災による人的・物的損害の状況、長期間にわたる業務の遂行に伴う心身の状況等を勘案し、派遣する隊員を選出する。

(派遣隊に置かれる班及び班長)

第6条 派遣隊に班を置く。派遣隊に置く班は、リエゾン班と輸送支援班とする。

2 班に、班長を置く。

3 隊長は、派遣隊を派遣する都度、隊員の中から班長を指名する。

4 班長は、派遣隊の被災地における緊急輸送に関する情報、被災地の地方公共団体等からの支援要請の内容及び当該支援要請内容に基づきとるべき措置等を正確にかつ速やかにとりまとめ、隊長に報告し、隊長の指示を受け適切な処理を行う。

(派遣隊の活動計画)

第7条 大規模自然災害の発生時に派遣隊が被災地方公共団体等に対して、迅速かつ適確に支援活動できるよう、派遣隊の活動に関する計画については、別に定めるものとする。

(隊員の心構え)

第8条 隊員は、派遣隊の意義を十分に認識し、平日頃から防災に関する意識を醸成し、派遣隊の業務についての理解を深めるとともに、災害発生時において派遣される際には、円滑かつ迅速に業務が遂行できるように努めなければならない。

(雑則)

第9条 派遣隊の庶務は、安全防災・危機管理課において処理する。

附 則 (平成20年5月26日中国運輸局達第2号)

この達は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日中国運輸局達第5号)

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月27日中国運輸局達第6号)

この達は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日中国運輸局達第19号）
この達は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日中国運輸局達第27号）
この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月29日中国運輸局達第8号）
この達は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成31年2月6日中国運輸局達第7号）
この達は、平成31年2月6日から施行する。

附 則（令和3年3月31日中国運輸局達47号）
この達は、令和3年4月1日から施行する。

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE) 隊員名簿

	所 属	職 名		所 属	職 名
1	総務部	総務部長(隊長)	27	広島運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査)
2	総務部	総務課長補佐	28	広島運輸支局	首席運輸企画専門官(登録)
3	総務部	安全防災・危機管理課長補佐	29	広島運輸支局	首席陸運技術専門官(検査整備保安)
4	総務部	人事課長補佐	30	福山自動車検査登録事務所	陸運技術専門官(上席)
5	総務部	会計課長補佐	31	鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査)
6	交通政策部	環境・物流課長	32	鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官(登録)
7	交通政策部	環境・物流課長補佐	33	鳥取運輸支局	首席陸運技術専門官(検査整備保安)
8	交通政策部	環境・物流課物流係長	34	島根運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査)
9	観光部	国際観光課長補佐	35	島根運輸支局	首席運輸企画専門官(登録)
10	観光部	観光地域振興課長	36	島根運輸支局	首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
11	観光部	観光地域振興課長補佐	37	岡山運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整・観光)
12	鉄道部	計画課長補佐	38	岡山運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査)
13	鉄道部	技術・防災課長補佐	39	岡山運輸支局	首席運輸企画専門官(登録)
14	鉄道部	鉄道安全監査官	40	山口運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整・観光)
15	自動車交通部	旅客第一課専門官	41	山口運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査)
16	自動車交通部	旅客第二課長補佐	42	山口運輸支局	首席運輸企画専門官(登録)
17	自動車交通部	貨物課専門官	43	尾道海事事務所	首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
18	自動車技術安全部	技術課長	44	因島海事事務所	首席海事技術専門官(船舶検査官)
19	自動車技術安全部	技術課専門官	45	呉海事事務所	首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
20	自動車技術安全部	管理課専門官	46	境庁舎	首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
21	海事振興部	旅客課専門官	47	玉野庁舎	首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
22	海事振興部	貨物・港運課長補佐	48	水島海事事務所	首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
23	海事振興部	船舶産業課長補佐	49	徳山庁舎	首席運輸企画専門官(運航労務監理官)
24	海上安全環境部	船舶安全環境課専門官			
25	海上安全環境部	船舶検査官			
26	海上安全環境部	運航労務監理官			

(注1)総務部の総務課長補佐、鉄道部の鉄道安全監査官、自動車技術安全部の技術課専門官、海事振興部の旅客課専門官、海上安全環境部の船舶検査官及び運航労務監理官は、最上位の者(首席、次席を除く。)を原則とする。